

第1回南砺市協働のまちづくり推進会議次第

平成27年1月16日（金）午後7時～

南砺市役所 福野庁舎 講堂

1. 開 会

2. 委嘱書交付

3. 市長あいさつ

南砺市長 田中 幹夫

4. 自己紹介・・・資料1

5. 南砺市協働のまちづくり推進会議について・・・資料2・資料3

6. 委員長及び副委員長の選任

（正副委員長あいさつ）

7. 付議事項

（1）南砺市まちづくり基本条例の運用状況について・・・資料4

（2）協働のまちづくり推進会議からの提言とその対応について・・・資料5

（3）今後の進め方について・・・資料6

8. その他

9. 閉 会

■ 「南砺市協働のまちづくり推進会議」委員名簿

【50音順】

	委員氏名	推薦団体等	備考
1	磯辺 文雄	公募委員	再
2	今川 浩美	公募委員	再
3	上坂 正治	公募委員	新
4	江田 攻	公募委員	再
5	江田 久嗣	協働のまちづくりモデル事業実施団体	新
6	沖田 光弘	公募委員	再
7	長田 正勝	公募委員	新
8	河合朱希代	七転び八起き塾 OB	新
9	栗山 芳雄	南砺市観光協会	新
10	齋藤よし子	南砺市連合婦人会	新
11	武田 勇人	南砺市商工会（青年部）	再
12	武田 和一	南砺市体育協会	再
13	富井 義輝	南砺市老人クラブ連合会	新
14	名村 桂子	公募委員	再
15	能登 貴史	NPO 法人等市民団体	再
16	林 則雄	南砺市自治振興会連合会	再
17	堀 豊次	南砺市社会福祉協議会	再
18	森川 武雄	南砺市公民館連合会	新
19	安居 時美	公募委員	再

○南砺市協働のまちづくり推進会議規則

平成 24 年 6 月 27 日

規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南砺市まちづくり基本条例（平成 24 年南砺市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 22 条第 8 項の規定に基づき、南砺市協働のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 推進会議に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第 4 条 推進会議に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 専門部会に、部会長及び副部会長各 1 人を置き、委員長がこれを任命する。
- 4 第 2 条第 3 項及び第 4 項の規定は、部会長及び副部会長について準用する。
- 5 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。

(庶務)

第 5 条 推進会議の庶務は、市長政策室市民協働課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長

が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、条例第22条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

■南砺市まちづくり基本条例に基づく「市民参画／情報共有」の実施状況〔H26. 4. 1～H27. 1. 7〕

◇会議の公開【第26条関係】

番号	会議名	担当課	開催日	傍聴定員(人)	傍聴者数(人)	会議資料	会議録
1	第1回教育委員会	教育総務課	H26. 4. 9	5	0	○	○
2	第2回南砺市児童館運営委員会	子育て支援室	H26. 4. 21	5	0	○	○
3	南砺市井口地域審議会	井口行政センター	H26. 5. 19	5	2	○	○
4	南砺市井波地域審議会	井波行政センター	H26. 5. 20	6	0	○	○
5	第2回教育委員会	教育総務課	H26. 5. 20	5	0	○	○
6	南砺市福野地域審議会	福野行政センター	H26. 5. 21	6	0	○	○
7	南砺市立図書館協議会	中央図書館	H26. 5. 23	5	0	○	○
8	南砺市福光地域審議会	福光行政センター	H26. 5. 27	6	2	○	○
9	南砺市スポーツ推進審議会	生涯学習スポーツ課	H26. 5. 27	5	0	○	○
10	第1回南砺市社会教育委員会	生涯学習スポーツ課	H26. 5. 27	5	0	○	○
11	南砺市城端地域審議会	城端行政センター	H26. 5. 29	5	2	○	○
12	南砺市平地地域審議会	平行政センター	H26. 5. 30	5	0	○	○
13	南砺市上平地域審議会	上平行政センター	H26. 5. 30	5	0	○	○
14	南砺市利賀地域審議会	利賀行政センター	H26. 6. 2	5	1	○	○
15	第3回教育委員会	教育総務課	H26. 6. 26	5	0	○	○
16	第2回南砺市児童館運営委員会	子育て支援室	H26. 6. 27	5	1	○	○
17	第6期南砺市高齢者保健福祉計画第1回策定委員会	地域包括課	H26. 7. 9	5	0	○	○
18	南砺市歯科保健推進協議会	健康課	H26. 7. 23	7	0	○	○
19	第3回子ども・子育て会議	子育て支援室	H26. 7. 29	5	1	○	○
20	国民健康保険運営協議会	健康課	H26. 7. 31	5	0	○	○
21	第4回教育委員会	教育総務課	H26. 8. 4	5	0	○	○
22	第1回防災会議	総務課	H26. 8. 11	10	1	○	○
23	教育委員会事務の点検・評価に係る会議	教育総務課	H26. 9. 10	5	0	○	○
24	第1回南砺市食育推進計画策定委員会	農政課	H26. 9. 16	5	1	○	○
25	第1回TOGA国際芸術村構想アクションプラン策定委員会	文化・世界遺産課	H26. 9. 22	5	0	○	○
26	第5回教育委員会	教育総務課	H26. 9. 24	5	0	○	○
27	第4回子ども・子育て会議	子育て支援室	H26. 9. 30	5	0	○	○
28	第2回南砺市中小企業・小規模事業者等振興基本条例策定委員会	商工課	H26. 10. 20	5	1	○	○
29	第1回南砺市農業農村整備環境(田園環境プラン)検討委員会	農政課	H26. 10. 20	5	0	○	○
30	第2回南砺市食育推進計画策定委員会	農政課	H26. 10. 23	5	2	○	○
31	第2回TOGA国際芸術村構想アクションプラン策定委員会	文化・世界遺産課	H26. 10. 23	5	5	○	○
32	南砺市教育振興基本計画策定委員会	教育総務課	H26. 10. 27	5	1	○	○
33	南砺市健康づくり推進協議会	健康課	H26. 10. 28	7	0	○	○
34	南砺市行政改革推進委員会	行革・施設再編課	H26. 10. 28	10	1	○	○
35	第6期南砺市高齢者保健福祉計画第2回策定委員会	地域包括課	H26. 11. 5	5	3	○	○
36	第13回南砺市都市計画審議会	都市計画課	H26. 11. 10	10	1	○	○
37	南砺市指定管理者評価委員会	行革・施設再編課	H26. 11. 10	5	0	○	○
38	第6回教育委員会	教育総務課	H26. 11. 17	5	0	○	○
39	平成26年度第2回南砺市社会教育委員会	生涯学習スポーツ課	H26. 11. 19	5	0	○	○
40	第5回子ども・子育て会議	子育て支援室	H26. 11. 19	5	0	○	○
41	第3回南砺市中小企業・小規模事業者等振興基本条例策定委員会	商工課	H26. 11. 26	5	0	○	○
42	第4期南砺市障がい福祉計画第1回策定委員会	福祉課	H26. 12. 1	5	2	○	○
43	第2回南砺市教育振興基本計画策定委員会	教育総務課	H26. 12. 3	5	0	○	○
44	第3回食育推進計画策定委員会	農政課	H26. 12. 16	5	1	○	○
45	第6期南砺市高齢者保健福祉計画第3回策定委員会	地域包括課	H27. 1. 15	5			
46	南砺市協働のまちづくり推進会議	市民協働課	H27. 1. 16	10			
47	第3回食育推進計画策定委員会	農政課	H27. 1. 19	5			
48	平成26年度男女共同参画推進審議会	市民協働課	H27. 1. 20	10			
	計			272	28	(10.2%)	(H25:6.8%)

◇委員公募【第27条関係】

番号	審議会等名	担当課	公募数(人)	応募数(人)	選考数(人)	
1	南砺市民生委員推薦会	福祉課	3	2	2	
2	第4期南砺市障がい福祉計画策定委員会	福祉課	3	2	2	
3	第6期南砺市高齢者保健福祉計画策定委員会	地域包括課	4	4	4	
4	南砺市教育基本計画策定委員会	教育総務課	3	1	1	
5	南砺市教育委員会点検評価委員会	教育総務課	1	0	0	
6	(仮称)南砺市中小企業振興条例策定委員会	商工課	3	3	3	
7	南砺市食育推進計画策定委員会	農政課	3	3	3	
8	南砺市農業農村整備環境検討委員会	農政課	3	1	1	
9	南砺市指定管理者評価委員会委員	行革・施設再編課	1			追加募集
10	南砺市行政改革推進委員会	行革・施設再編課	1			追加募集
			25	16	16	(64.0%) (H25:59.0%)

◇意見公募（パブリックコメント）【第28条関係】

番号	件名	担当課	公募期間	意見件数	意見項目数	意見に対する回答内容
1	南砺市総合計画実施計画（案）	財政課	14日間	無	0	
2	税制改正に伴う南砺市税条例の一部改正（案）	税務課	10日間	無	0	
3	南砺市都市公園条例の一部改正（案）	都市計画課	10日間	無	0	
4	TOGA国際芸術村構想（案）	文化・世界遺産課	20日間	無	0	
5	南砺市福野文化創造センター条例の全部改正（案）	福野文化創造センター	10日間	無	0	
6	南砺市井波総合文化センター条例改正（案）	井波総合文化センター	10日間	無	0	
7	南砺市井波農村環境改善センター条例改正（案）	井波総合文化センター	10日間	無	0	
8	南砺市城端伝統芸能会館条例改正（案）	城端伝統芸能会館	10日間	無	0	
9	重度心身障害者等医療費助成条例の一部改正（案）	福祉課	10日間	無	0	
10	南砺市妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正（案）	子育て支援室	10日間	無	0	
11	南砺市子ども医療費助成に関する条例の一部改正（案）	子育て支援室	10日間	無	0	
12	南砺市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）	健康課	20日間	無	0	
13	農業委員会活動の点検評価・活動計画	農業委員会	31日間	無	0	
14	南砺市営バスの設置等に関する条例の一部改正（案）	政策推進課	10日間	無	0	市の考え方の回答及びご意見による修正3箇所
15	南砺市児童館条例の全部改正（案）	子育て支援室	10日間	無	0	
16	南砺市園芸植物園条例の全部改正（案）	林政課	10日間	2	6	市の考え方の回答（修正箇所無し）
17	南砺市井口カイニョと椿の森公園条例の全部改正（案）	林政課	10日間	無	0	
18	子ども・子育て支援新制度関連条例（案）その1	子ども課	11日間	無	0	
19	子ども・子育て支援新制度関連条例（案）その2	子ども課	11日間	無	0	
20	南砺市体育施設条例の一部改正（案）	生涯学習スポーツ課	10日間	無	0	
21	南砺市営住宅の一部改正（案）	都市計画課	11日間	無	0	
22	子ども・子育て支援新制度関連条例（案）	子育て支援室	10日間	無	0	
23	南砺市税条例の一部改正に伴う改正内容（案）	税務課	19日間	無	0	
24	南砺市子ども・子育て支援事業計画（案）	子育て支援室	20日間	無	0	
25	南砺市教育振興基本計画（案）	教育総務課	20日間	無	0	
26						

◇条例の制定及び改廃【第34条関係】

番号	案件名	担当課	市民の参加及び意見有無と無の理由	「案の作成段階」における市民参加の方法	「案への意見公募」における意見の有無など
1	南砺市福野文化創造センター条例の全部改正について【H26.6定例会】	福野文化創造センター	有	関係団体の意見聴取（3回）	10日間の意見公募の結果意見無し
2	南砺市井波総合文化センター条例の全部改正について【H26.6定例会】	井波総合文化センター	有	関係団体の意見聴取（2回）	10日間の意見公募の結果意見無し
3	南砺市井波農村環境改善センター条例の全部改正について【H26.6定例会】	井波総合文化センター	有	関係団体の意見聴取（2回）	10日間の意見公募の結果意見無し
4	南砺市城端伝統芸能会館条例の全部改正について【H26.6定例会】	交流観光まちづくり課	有	平成26年1月25日に開催した、城端伝統芸能会館じょうはな座運営協議会臨時総会において、説明及び意見聴取り	10日間の意見公募の結果意見無し
5	南砺市行政組織条例の一部改正について【H26.6定例会】	総務課	無：行政組織の分掌事務の変更に関する条例の一部改正であり、市民生活に直接影響なし。		
6	南砺市税条例等の一部を改正する条例について【H26.6定例会】	税務課	有	平成26年4月15日から4月24日までの10日間、行政センター・ホームページにて意見徴収	10日間の意見公募の結果意見無し
7	南砺市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について【H26.6定例会】	子育て支援室	有	行政センター・ホームページにて意見徴収	10日間の意見公募の結果意見無し
8	南砺市妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正について【H26.6定例会】	子育て支援室	有	行政センター・ホームページにて意見徴収	10日間の意見公募の結果意見無し
9	南砺市重度心身生涯者等医療費助成条例の一部改正について【H26.6定例会】	福祉課	有	行政センター・ホームページにて意見徴収	10日間の意見公募の結果意見無し
10	南砺市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部改正について【H26.6定例会】	農業委員会	無：農業委員会等に関する法律の規定により定められるもののため		
11	南砺市都市公園条例の一部を改正する条例【H26.6定例会】	都市計画課	有	関係団体の意見聴取（5回）	10日間の意見公募の結果意見無し
12	南砺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について【H26.9定例会】	子ども課	有	平成26年7月29日に開催した、第3回子ども・子育て会議において説明	11日間の意見公募の結果意見無し
13	南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について【H26.9定例会】	子ども課	有	平成26年7月29日に開催した、第3回子ども・子育て会議において説明	11日間の意見公募の結果意見無し
14	南砺市児童館条例の全部改正について【H26.9定例会】	子育て支援室	有	平成26年6月27日に開催した、児童館運営委員会において、説明及び意見聴取り	10日間の意見公募の結果意見無し
15	南砺市園芸植物園条例の全部改正について【H26.9定例会】	林政課	有	関係団体の意見聴取（7回）	10日間の意見公募の結果、2件6項目の意見（修正箇所無し）
16	南砺市井口カイニョと榎の森公園条例の全部改正について【H26.9定例会】	林政課	有	関係団体の意見聴取（4回）	10日間の意見公募の結果意見無し
17	南砺市営バスの設置等に関する条例の一部改正について【H26.9定例会】	政策推進課	有	平成26年7月2日に開催した、南砺市公共交通計画検討委員会において、説明及び意見聴取り	10日間の意見公募の結果意見無し
18	南砺市公民館条例の一部改正について【H26.9定例会】	生涯学習スポーツ課	無：南砺市中央公民館の位置を井波庁舎の住所に変更。市民生活に直接影響なし。	平成26年5月30日に開催した、南砺市公民館連合会理事会にて、説明及び意見聴取り	
19	南砺市体育施設条例の一部改正について【H26.9定例会】	生涯学習スポーツ課	有	平成26年6月3日に開催した、南砺市体育協会総務式典委員会に置き	10日間の意見公募の結果意見無し
20	南砺市社会福祉事務所条例の一部改正について【H26.9定例会】	福祉課	無：次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に伴うもの。市民生活に直接影響なし。		
21	南砺市市営住宅条例の一部改正について【H26.9定例会】	都市計画課	無：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法律に伴うもの。市民生活に直接影響なし。		
22	南砺市市営住宅条例の一部改正について【H26.12定例会】	都市計画課	有	平成26年10月に、各公営住宅の代表者（班長）に説明文を送付し、意見聴取	11日間の意見公募の結果意見無し
23	南砺市斎場条例の一部改正について【H26.12定例会】	住民生活課	無：所在地の記載誤りの改正。市民生活に直接関係なし。		
24	南砺市国民健康保険条例の一部改正について【H26.12定例会】	健康課	無：健康保険法施行令の一部改正及び国民健康保険法の一部改正に伴うもの。裁量の余地がない。		
25	南砺市一般職員の給与に関する条例等の一部改正について【H26.12定例会】	総務課	無：人事院勧告に基づく給与の官格差解消が目的であり、市民生活に直接影響が及ぶものでない。		
26	南砺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について【H26.12定例会】	子育て支援室	有	平成26年9月30日に開催した、第4回子ども・子育て会議において説明。	10日間の意見公募の結果意見無し

◎協働のまちづくり推進会議に係る提言概要及び対応状況

提言概要	対応状況	備考
<p>■条例の周知関係</p> <p>① 自治振興会単位や自治会単位、婦人会、若妻会などの女性団体へのわかりやすい説明会を開催すること。</p> <p>② 広報なんとやケーブルテレビを利用し、条例に興味を持ってもらう取り組みを行うこと。</p> <p>■会議への参画、意見公募関係</p> <p>① 会議への参画を促すため、会議内容をわかりやすく周知すること。</p> <p>② 意見公募について、内容をわかりやすくした説明を付記し、意見を得やすくするよう取り組むこと。</p> <p>③ 意見公募について、文書による提出以外に、口述による意見提出のしくみを考えること。</p> <p>④ 意見公募について、ミニ集会などの開催による対話形式の意見徴収を取り入れること。</p> <p>■行政評価制度関係</p> <p>① 行政評価制度の策定時において、市民が理解する機会や意見を募るなど、市民参画による策定を図ること。</p> <p>■コーディネーター（専門員）養成関係</p> <p>① 市民、市民団体等からの情報発信を支援し、連絡調整の役割を果たす専門的なコーディネーターの育成を図ること。</p> <p>② 市民、市民団体等の構成員が自ら内部リーダーとなることのできるよう、内部リーダーの養成を図ること。</p> <p>■地域づくり支援員関係</p> <p>① 支援員の目指す活動を明確にすること。</p> <p>② 支援員同士の情報共有を進めることで、自治振興会の活性化を図ること。</p> <p>③ 各組織活動の育成支援や活性化を行うために、福祉や環境等の専門的な支援員の配置を図ること。</p> <p>■職員関係</p> <p>① 地域行事への積極的な参加を求める。</p> <p>② 政策課題の対応に必要な知識や能力の向上成果を、市民と共有する機会（研修報告会等）を設けること。</p> <p>■自治振興会関係</p> <p>① 規約、事業内容、役員構成、予算、決算について会報等での周知を義務化も含めて指導すること。</p> <p>② 組織内の女性役員の比率を、原則として男性又は女性のいずれか一方の割合が7割を超えないよう働きかけること。</p> <p>③ 自治振興会の取り組みを共有する機会を設けること。</p> <p>■出資団体等関係</p> <p>① 出資団体等に対し、自主的にその規約又は定款、役員名簿、業務遂行状況及び経営状況を公開するようガイドラインを作成し、情報公開に努めるよう働きかけること。</p>	<p>■条例の周知関係</p> <p>① 市政出前講座、住民自治のまちづくり教室、職員研修で実施</p> <p>② 広報なんと11月号で紹介</p> <p>■会議への参画、意見公募関係</p> <p>① 議題を明らかにして募集</p> <p>② 未徹底</p> <p>③ 未実施</p> <p>④ 必要に応じて説明会を開催</p> <p>■行政評価制度関係</p> <p>① 内部評価を予算から決算まで利用するところから始めている</p> <p>■コーディネーター（専門員）養成関係</p> <p>① 現在のところ、地域づくり支援員、市民協働課</p> <p>② 住民自治のまちづくり教室や五十の手習い塾を開催して育成</p> <p>■地域づくり支援員関係</p> <p>① 役割を明文化して説明・配布</p> <p>② 支援員の活動状況を、共有フォルダ等を用いて共有。</p> <p>③ 要求に応じて対応予定</p> <p>■職員関係</p> <p>① 機会をとらえ職員に伝えている</p> <p>② 未実施</p> <p>■自治振興会関係</p> <p>① H26.3 自治振興会連合会主催の、地域づくり勉強会で依頼</p> <p>② 同上</p> <p>③ 住民自治のまちづくり教室や、自治振興会連合会研修会において、情報交換を実施</p> <p>■出資団体等関係</p> <p>① 未実施</p>	

平成26年 3月14日

南砺市長 田中 幹夫 殿

南砺市協働のまちづくり推進会議

委員長 沖田 光弘

提 言 書

平成24年7月に施行された、南砺市まちづくり基本条例は、わたしたちが、このまちに「生まれてきてよかった」、「住んでいてよかった」、「これからも住み続けたい」と思えるまちになることを願い、市民が主体のまちづくりが進められるよう定められたものである。

条例施行より1年8カ月が経過し、当推進会議では、条例の運用や推進状況を確認・検討してきた。今年度の取り組みとして推進会議の運営方法を部会形式とし、「住民自治組織」、「協働の推進」、「市民参画・情報共有」の3つの部会に分け、取り組みの課題や解決方法について話し合った。市民や市民団体によっては、取り組みが進められている点や、まだまだ取り組みが足りない点など、協働に対する意識に差があり、全体的に底上げが必要であることが感じられたことから、今回、委員会として提言する。

市長におかれましては、本提言を踏まえて、協働のまちづくりの更なる推進に努められたい。

1. 市民参画の手法について

南砺市まちづくり基本条例では、協働のまちづくりの推進にあたっては、市民は、単に行政サービスの受け手にとどまることなく、自らがまちづくりの主体として市政に参画して自らの発言や行動に責任を持つことが求められている。行政は「情報の共有」、「会議の公開」、「意見公募」、「行政評価」など、これまで以上に情報公開と説明責任が求められている。

しかしながら、条例そのものが市民に十分に周知されていないことから、市民がまちづくりの主体として、まだまだ意識と行動のレベルが高くない状況となっている。

このことから、下記の点について提言する。

(1) 南砺市まちづくり基本条例の周知について

- ①市は、自治振興会単位や自治会単位での、わかりやすい説明会を開催すること。
- ②市は、婦人会や若妻会など、女性団体へのわかりやすい説明会を開催すること。
- ③市は、広く市民への周知を図るために、広報なんとやケーブルテレビを利用し、条例に興味を持ってもらう取り組みを行うこと。

(2) 会議への参画、意見公募について

- ①会議への参画を促すため、会議内容をわかりやすく周知すること。
- ②意見公募について、条例・計画の内容をわかりやすくした説明を付記し、意見を得やすくするよう取り組むこと。
- ③意見公募について、文書による提出以外に、口述による意見提出のしくみを考えること。
- ④意見公募について、ミニ集会などの開催による対話形式の意見徴収を取り入れること。

(3) 行政評価制度の策定について

- ①行政評価制度の策定時において、市民が理解する機会や意見を募るなど、市民参画による策定を図ること。

2. 協働のまちづくりの人材育成について

南砺市まちづくり基本条例では、市は、市民、住民自治組織及び市民団体間の円滑な活動を支援するために必要なコーディネーターを養成して配置する等、協働のまちづくりの推進に努めるものと定めている。

現在は、住民自治組織の活動支援のために「地域づくり支援員」を自治振興会単位で派遣しているが、市と自治振興会とのパイプ役が主な業務で、まちづくり活動を支援するまでの動きは感じられない。

このことから、下記の点について提言する。

- (1) コーディネーター（専門員）の養成について
 - ①市民、市民団体等からの情報発信を支援し、連絡調整の役割を果たす専門的なコーディネーターの育成を図ること。
 - ②市民、市民団体等の構成員が自ら内部リーダーとなることができるよう、内部リーダーの養成を図ること。
- (2) 地域づくり支援員の業務について
 - ①支援員の目指す活動を明確にすること。
 - ②支援員同士の情報共有を進めることで、自治振興会の活性化を図ること。
 - ③各組織活動の育成支援や活性化を行うために、福祉や環境等の専門的な支援員の配置を図ること。
- (3) 職員の地域での活動について
 - ①職員の、地域行事への積極的な参加を求める。
 - ②職員は、政策課題の対応に必要な知識や能力の向上成果を、市民と共有する機会（研修報告会等）を設けること。

3. 関係団体の活性化について

南砺市まちづくり基本条例では、住民自治組織は自治振興会等を中心として住民生活の安心及び安全の確保を図り、福祉文化活動等を活性化するように努めることと定めている。

現在、自治振興会の活動は組織的に行われているが、その活動内容や予算、決算等の情報について、市と市民に広く共有されていないといった課題がある。

また、本条例では、市が出資若しくはそれに準ずる補助を行い、事務を委託し、又は職員を派遣している団体は、情報を公開するよう定めている。

このことから、下記の点について提言する。

- (1) 自治振興会組織の情報公開について
 - ①規約、事業内容、役員構成、予算、決算について会報等での周知を義務化も含めて指導すること。
- (2) 幅広い人材の登用について
 - ①組織内の女性役員の比率を、原則として男性又は女性のいずれか一方の割合が7割を超えないよう働きかけること。
- (3) 団体間の情報共有について
 - ①自治振興会の取り組みは、地域ごとに秀逸なものが多くあることから、それぞれの自治振興会の取り組みを共有する機会を設けること。
- (4) 出資団体の情報公開について
 - ①市は、出資団体等に対し、自主的にその規約又は定款、役員名簿、業務遂行状況及び経営状況を公開するようガイドラインを作成し、情報公開に努めるよう働きかけること。

南砺市協働のまちづくり推進会議 会議開催経過

部会構成

- (1) 運営委員会
- (2) 住民自治組織部会
- (3) 協働の推進部会
- (4) 市民参画・情報共有部会

各部会の検討内容

- (1) 運営委員会
委員：沖田光弘、江田攻、林則雄、野松直子、能登貴史、磯辺文雄
業務：各部会での検討内容取りまとめ及び推進会議の運営方法の決定
- (2) 住民自治組織部会
委員：林則雄、西部重世、今川浩美、江田攻、名村桂子、宮脇廣
担当条項：第2章 まちづくりの基本原則
第4章 住民自治組織による住民自治
- (3) 協働の推進部会
委員：能登貴史、磯辺文雄、池田美智子、武田勇人、武田和一、
橋爪央樹、堀豊次
担当条項 第2章 まちづくりの基本原則
第5章 市民団体及び事業者
第8章 協働のまちづくり
- (4) 市民参画・情報共有部会
委員：野松直子、坂井智子、安居時美、浦出義一、沖田光弘、窪田育夫
担当条項：第2章 まちづくりの基本原則
第3章 市民
第9章 行政運営

開催状況

平成24年	12月17日	第1回南砺市協働のまちづくり推進会議
平成25年	1月24日	第2回南砺市協働のまちづくり推進会議
	7月29日	第3回南砺市協働のまちづくり推進会議
	9月20日	第4回南砺市協働のまちづくり推進会議
		第1回運営委員会
	10月 3日	第1回住民自治組織部会
	10月10日	第1回協働の推進部会
	10月15日	第1回市民参画・情報共有部会
	11月13日	第2回市民参画・情報共有部会
	12月19日	第2回運営委員会
平成26年	1月15日	第2回協働の推進部会
	1月16日	第2回住民自治組織部会
	1月27日	第5回南砺市協働のまちづくり推進会議
	2月12日	第3回運営委員会
	3月14日	第6回南砺市協働のまちづくり推進会議

■南砺市まちづくり基本条例の運用に関する課題及び提案内容（全体取りまとめ）

番号	条・項・号など	規定内容	取組の状況		部会名
			運用に関する課題	提案事項	
1	(市民の権利) 第5条第2項	市民は、市政に関する計画及び政策の立案から評価までの各段階に参画しているか。また意見を述べているか。	政策立案において、市民の参画がなされていない。	具体的な政策立案時に、市民参画の手段の検討を図ること。	運営委員会
2	(市民の責務) 第6条第1項	市民は、主体的にまちづくりに参画するよう努めているか。		市民自ら行動する。	市民参画・情報共有
3	(") " 第2項	市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めているか。		市民自ら行動する。	運営委員会
4	(") " 第3項	市民は、市と協働し、魅力あるまちづくりを行うよう努めているか。		市民自ら行動する。	運営委員会
5	(") " 第4項	市民は、市が実施するサービスの提供を受けたとき、応分の負担をしているか。		市民自ら行動する。	運営委員会
6	(住民自治組織の役割) 第7条	自治振興会は、地域に住居を構え、居住している者全員が参加できる組織の構成、運営方法、会計事務等を定めた会則を制定及び公開し、並びに住民生活の安心及び安全の確保を図り、福祉、文化活動等を活性化するよう努めているか。	住民への住民自治組織情報が不足している(活動が理解されていない)。	事業、役員、予算、決算をはじめとし、組織の理解向上からも、会報や市広報等での公開の義務付けを求める。	住民自治組織
			住民自治組織の構成、運営、交付金使途に住民の意見が反映されていない。	自治会代表者の他に、各種団体等の参加を促し、構成、運営、事業実施に広く住民の意見反映を求める。	住民自治組織
			住民自治組織のまちづくりの重要性が理解されていない。	住民自治組織が果たす重要性を研修会等を通じ運営役員の理解を求める。	住民自治組織
			住民自治組織に女性の意見が届いていない。	住民自治組織には女性参加組織もあるが、自治振興会に女性運営役員の選出を求める。	住民自治組織
7	(住民自治組織に属するものの責務) 第8条	住民は、住民自治組織の一員として、互いに協力するよう努めているか。	活動がまちづくりに役立っているとの意識が持たれていない。	活動組織の紹介等を通じ、参加者の意識醸成、参加者の拡大を図る。	住民自治組織
			何が出来るか、どうしたら良いのか解らない。また、リーダーが少ない。	リーダーの育成や活動組織の困りごと、運営内容等意見交換、研修会を実施し、活動支援をする。	住民自治組織
8	(住民自治組織への支援) 第9条	市は、住民自治組織の魅力ある地域づくりを支援するため、必要な措置を講じているか。	地域づくり支援員の活動が理解されていない。	支援員の目指す活動の明確化や連絡会の開催から、推進事例の展開等活性化を求める。	住民自治組織
			専門的支援員の確保がない。また、アドバイスが偏っている。	各組織活動の育成支援、活性化から、地域まちづくりの推進を拡大すべく、市に対し、福祉、環境等の支援員の配置を求める。	住民自治組織
9	(市民団体の責務) 第11条第2項	市から支援を受ける市民団体は、代表者、連絡先、活動目的、会則、会計状況等の事項を市長に届け出、その活動の内容について、市及び市民に対して説明責任を果たしているか。	活動内容について説明責任が果たされていないのでは。	情報公開を進めるよう促す。	協働の推進
10	(市の職員の責務) 第16条第1項	市の職員は、信頼される地域の一員として積極的にまちづくりの推進に努めているか。	必ずしも地域に根ざしているとは思えない。	職員の地域行事への広い参加を求めたい。	運営委員会

■南砺市まちづくり基本条例の運用に関する課題及び提案内容（全体取りまとめ）

番号	条・項・号など	規定内容	取組の状況		部会名
			運用に関する課題	提案事項	
11	(市の職員の責務) 第16条第2項	市の職員は、必要な知識及び能力の向上に務め、職務に専念しているか。	向上の成果が共有されていない。	知識及び能力の向上成果を、レポートや報告会等で市民と共有を図ること。	運営委員会
12	(協働における市の役割) 第18条	市は、協働のまちづくりを推進するコーディネーターを養成して配置しているか。そして、市民、市民団体等からの情報発信を支援し、連絡、調整等の役割を担っているか。	地域づくり支援員の技量のばらつきがある。	支援員の目指す活動の明確化や連絡会の開催から、推進事例の展開等活性化を求める。	市民参画・情報共有
			コーディネーターが養成されているのか。	職員研修の中に、協働の研修を入れてはどうか。NPO、市民だれでもコーディネーターとなれるように、コーディネーターの養成が必要ではないか。農業におけるコーディネーターも必要。コーディネーター(人、場)の性格付けが必要。	協働の推進
13	(協働の理念の普及) 第20条	市長は、協働の理念を普及するための学び合いの場をつくっているか。	広く協働の理念が理解されていない。	各種団体への、条例の説明会を行ってはどうか。	協働の推進
14	(情報の発信及び収集) 第21条	市民及び市は、地域の多様な情報を発信又は市内外から情報を収集して協働のまちづくりを推進しているか。	双方ともに、推進しているとは思えない。	今後の課題である。	運営委員会
15	(財政運営の基本原則) 第24条第1項	市は、予算の編成及び執行に当たって、最大の効果を最少の経費で挙げられるよう努めているか。	職員の自己評価のみにとどまっており、H24年度に外部評価を入れる予定であったが、遅れている。	外部評価について、策定の段階から市民へ公開をし、意見を反映する必要がある。	市民参画・情報共有
16	(意見公募) 第28条第1項	市長は、市の基本的な計画等を市議会に提案し、又は決定しようとするとき、当該計画等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続を執っているか。	パブリックコメントという文言がピンとこない、パブリックコメントをする文章を書けない。(意見はあるが) いままでとどうかわるのかわからない。文書が原則であることが問題。	わかりやすく、ネーミングを変え、またわかりやすい説明を付記した上で、多くの方々からパブリックコメントを募れる手法を検討願いたい(例:ミニ集会(シンポジウム)や、対話形式での開催など。)	市民参画・情報共有
			パブリックコメントの考え方を公表してはどうか。	実施要項等を広報などで公表すればどうか。	協働の推進
17	(行政評価) 第30条第2項	市は、行政評価を行うとき、市民が参画する方法により実施するよう努めているか。	できていない。	外部評価制度の策定時に、「策定案が出る前」、「出たあと」、「決定する前」のタイミングで市民の意見を反映するべく、シンポジウムを実施すべき(理解する機会を与えた上で、考えをまとめる)。	市民参画・情報共有
18	() " 第4項	市は、行政評価の結果を市民にわかりやすい方法で公表するとともに、これを施策及び事務の遂行に反映しているか。	できていない。	外部評価制度の策定時に、行政評価の結果を市民にわかりやすい方法で公表するための、制度設計とすること。	市民参画・情報共有
19	(出資団体等) 第31条第1項	市は、出資若しくはそれに準ずる補助を行い、事務を委託し、又は職員を派遣している団体に対し、その規約又は定款、役員名簿、業務遂行状況及び経営状況を公開するよう指導しているか。	出資金50%以上の団体については公表している。50%以下については公表していない。	市民からの要求の有無にかかわらず、自主的に自社Webなどで公開するなどのガイドラインを作成し、市から団体へ推奨させるべき。	市民参画・情報共有
20	(条例の制定及び改廃) 第34条第2項	市は、前項の規定により作成した条例案をあらかじめ公表し、市民に意見を求めているか。	おこなっているが、パブリックコメントをWeb・情報公開コーナーより募集をしているのみである。	関連されるとおもわれる団体・個人にひろく声をかける工夫が必要である(推進会議でそのような取り組みをしてもよいかとおもう)。	市民参画・情報共有

※上記以外の条項については、今回十分に検討できなかった。次回検討委員会で検討されたい。

南砺市協働のまちづくり推進会議（H24～H25）の進め方

1. 運営委員会の設置について

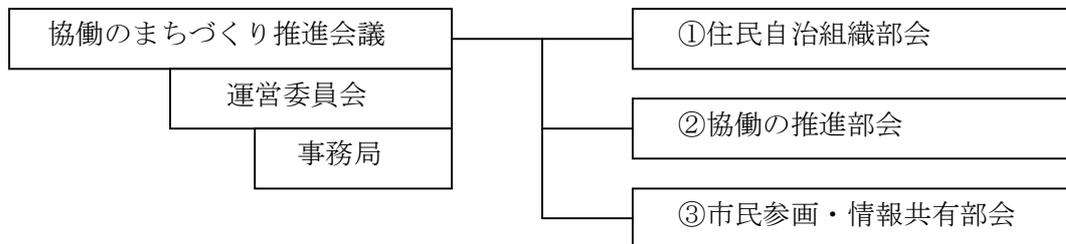
- ・ 推進会議の中に運営委員会を設置し、運営委員会が会議の準備を行う。事務局として市民協働課が事務を行う。
- ・ 運営委員会のメンバーは、委員長、副委員長、専門部会の部会長、推進会議委員希望者とする。

2. 部会の設置について

下記の3部会を設け、部会ごとに緊急性の高いものについて検討する。

- ①住民自治組織部会
- ②協働の推進部会
- ③市民参画・情報共有部会

組織イメージ



3. 部会の運営方法について

- ・ 部会の所属は、委員の希望により決定する。複数の部会に所属してもよい。
- ・ 部会に所属する委員の人数は、4名以上とする。
- ・ 部会に、部会長、副部会長、書記を設ける。
- ・ 部会ごとに課題を検討し、推進会議に提案する。
- ・ 部会の開催は、おおむね2～3回とし、緊急性の高い案件を検討し推進会議に提案する。

4. 各部会の検討項目について

基本的な役割分担とするが、これにとらわれるものではない。

- ①住民自治組織部会
第2章 まちづくりの基本原則、第4章 住民自治組織による住民自治
- ②協働の推進部会
第2章 まちづくりの基本原則、第5章 市民団体及び事業者、第8章 協働のまちづくり
- ③市民参画・情報共有部会
第2章 まちづくりの基本原則、第3章 市民、第9章 行政運営

5. 活動状況（詳細は提言書4ページ参照）

- 推進会議 6回（H24.12～H26.3）
 運営委員会 3回（H25.9～H26.2）
 住民自治組織部会 2回（H25.10～H26.1）
 協働の推進部会 2回（H25.10～H26.1）
 市民参画・情報共有部会 2回（H25.10～11）